

各位

福岡県信用保証協会

「継続型短期保証B I G」の取扱期間延長について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、福岡県内中小企業者の経営に必要な事業資金について、一括払いの短期資金を一定期間反復継続的に供給することで事業振興に資することを目的とした保証商品「継続型短期保証B I G」を平成28年5月9日から取扱いしておりますが、今般、下記の通り取扱期間を延長いたしましたのでお知らせいたします。

敬具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 商 品 名 | 継続型短期保証B I G |
| 2. 商品の内容 | 別添「商品概要」のとおり |
| 3. 取 扱 期 間 | (変更前) 平成29年3月31日(金) 保証協会受付分まで
(変更後) <u>平成29年9月29日(金)</u> 保証協会受付分まで |

「継続型短期保証BIG」商品概要

平成 29 年 4 月 1 日改正

取扱期間	平成 28 年 5 月 9 日(月)～平成 29 年 9 月 29 日(金)保証協会申込受付分まで																						
取扱金融機関	約定書締結金融機関																						
制度融資等の利用	可(※)																						
責任共有制度	対象/対象外(自治体融資制度利用の場合)																						
申込方法	金融機関依頼保証																						
対象要件	次の全ての要件を満たす保証対象中小企業者であって、今後とも金融機関が支援育成していきたい先で償還能力があると認められる者 (1) 1 期以上の決算(確定申告)を行っている者 (2) 《法人の場合》直近決算において経常利益を計上している者 《個人事業者の場合》直近の確定申告における申告所得金額が 200 万円以上の者 ※自治体融資制度を利用する場合は、利用する制度要綱等の要件を満たすこと																						
融資限度額	1 中小企業者あたり一口限り、100 万円以上 5,000 万円以下(既存の継続型短期保証の残高を含む) 但し、直近決算における平均月商 2 倍の範囲内 ※自治体融資制度を利用する場合は、利用する制度要綱等に定められた融資限度額の範囲内																						
保険種別	一般関係無担保保険(80,000 千円)、一般関係普通保険(2 億円) ※自治体融資制度を利用する場合は、特別小口保険(12,500 千円)も利用可																						
保証期間	1 年(但し、終期は決算申告期限から概ね 2 か月以内)																						
資金使途	運転資金(既存の「継続型短期保証」の借換のみ可)																						
貸付形式	証書貸付・手形貸付																						
返済方法	一括返済																						
担保/連帯保証人	担保は必要に応じ/連帯保証人は原則として法人は代表者、個人は不要																						
貸付利率	年 1.0% ※自治体融資制度を利用する場合は、利用する制度要綱等に定められた利率																						
信用保証料	基準保証料率から 0.1% 引き <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>財務なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料率</td> <td>1.80%</td> <td>1.65%</td> <td>1.45%</td> <td>1.25%</td> <td>1.05%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> <td>1.05%</td> </tr> </tbody> </table> ※自治体融資制度を利用する場合は、利用する制度要綱等に定められた保証料率が適用されるため、0.1% 引きは適用されません。	区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	財務なし	料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	1.05%
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	財務なし													
料率	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%	1.05%													
その他の保証料割引	1. 「中小企業会計の基本要領」もしくは「会計参与設置会社」は、適用保証料率から 0.1% 差し引く ※「中小企業会計の基本要領」は責任共有制度対象かつ保証料率弾力化対象の保証のみが対象となります。 2. 不動産等担保の提供がある場合は適用保証料率から 0.1% 差し引く																						
必要書類	以下に該当する場合は、所定の「事業計画書」の添付が必要 【初回申込時】直近決算(確定申告)が債務超過 【更新時】直近決算(確定申告)において、①債務超過、②法人で経常利益を計上していない、③個人で申告所得金額が 200 万円未満、④平均月商の 2 倍が本保証の利用金額を 10% 以上下回っている場合 ※自治体融資制度を利用する場合は、納税証明書等、利用する制度要綱等で定められた書類が必要																						
更新期間	【更新期間】初回申込が平成 29 年 3 月 31 日(金)までの取扱分は平成 34 年 3 月 31 日(木) 初回申込が平成 29 年 4 月 3 日(月)以降の取扱分は平成 34 年 9 月 30 日(金) ※更新期間終了後の取扱は、「更新できない場合の取扱い」に準じる。																						
更新時の取扱い	【更新の取扱】原則として、新規保証の申込を受け、借換により更新手続きを行う(継続新規扱い)。 ※取扱金融機関でのみ更新の取扱いが可能。他の金融機関で更新手続きはできない。 更新時において、次の何れかに該当する場合は、本保証による更新ができない。 《更新できない事由》 ①保証資格要件を満たさない場合 ②2 期連続経常利益を計上していない場合(個人の場合は、2 期連続申告所得金額 200 万円未満の場合) ③信用状況の著しい悪化等により金融機関、または保証協会が更新について適当でないと判断した場合 《更新ができない場合の取扱い例》 ①期日一括返済 ②条件変更による分割返済 ③他の保証商品での借換(保証資格要件や利用する商品の要件を欠いている場合は除く)																						
本保証のイメージ	<p>① 期日一括返済 ② 分割返済への変更(借換を含む)によりご返済いただけます。</p>																						

(※) 利用可能な自治体融資制度

【福岡県制度】短期運転資金、小規模事業者振興資金、小規模事業者振興資金小口零細企業保証型、長期経営安定資金

【福岡市制度】商工業振興資金(事業資金、短期運転資金)、小口事業資金

【北九州市制度】一般事業資金(長期事業資金、短期運転資金)、小規模企業者支援資金